

タブレット貸出による遠隔手話サービス等が ご利用できます

タブレット貸出による遠隔手話サービス等がご利用いただけるようになりました。新型コロナウイルスの相談や受診時など、遠隔手話サービス等が必要な場合は保健福祉課窓口にご相談ください。

遠隔手話サービス等とは？

離れている場所からテレビ電話を通じて行う手話などの通訳サービスです。



- (1) 利用できる場合：通常に通訳者派遣が困難なため、遠隔手話サービス等の利用が
適当と判断された場合。
- (2) 利用手順：①窓口へ通訳者の派遣依頼をしてください。
その際、遠隔手話サービス等を希望される場合はお申し出ください。
②遠隔手話サービス等の利用が認められた場合は、タブレットの操作
方法、受け渡し、返却方法等について説明を行います。
③決定された日時に、通訳者が役場内の通訳ブースに待機しています
ので、タブレットを使って遠隔手話サービス等をご利用ください。

※ご自分のスマートフォンやタブレットを使って遠隔手話サービス等を利用
することもできます。詳しくは窓口にご相談ください。

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 福祉係 担当：新見
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891